

令和2年2月28日版

栃木市新斎場整備運営事業

実 施 方 針

【第2回修正版】

令和元年10月30日

栃木市

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	7
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1	事業者の募集及び選定方法.....	8
2	事業者の募集及び選定の手順.....	8
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
4	審査及び選定に関する事項.....	13
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
1	基本的な考え方.....	15
2	予想されるリスクと責任分担.....	15
3	事業の実施状況のモニタリング.....	15
4	事業者に対する支払額の減額等.....	15
第4	公共施設等の立地及び規模に関する事項.....	16
1	敷地条件.....	16
2	規模及び機能.....	16
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	17
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合...	18
4	事業の継続が困難になった場合における事業契約の終了.....	18
5	金融機関と市の協議（直接協定）.....	18
6	その他.....	19
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第8	その他事業の実施に関し必要な事項.....	21
1	議会の議決.....	21
2	応募に伴う費用負担.....	21
3	情報の提供.....	21
4	本事業の担当部署.....	21
別紙1	事業スキーム図.....	22
別紙2	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見書.....	23
別紙3	リスク分担表.....	24
別紙4	本事業の位置図.....	27

はじめに

市は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、効率的かつ効果的に事業の推進を図るため、本事業をPFI法に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

実施方針で用いる用語を以下の通り定義する。

本事業	： 栃木市新斎場整備運営事業をいう。
P F I 法	： 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
特定事業	： 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
事業者	： 本事業を実施する民間事業者をいう。
本施設	： 本事業で整備する斎場をいう。
基本協定	： 落札者の決定後速やかに、市と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
入札参加者	： 本事業に応募する事業者をいう。
S P C	： 選定された入札参加者の構成員が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する 特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
構成員	： S P C に対して出資する者であり、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
協力企業	： S P C に対して出資は行わない者であり、S P C が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者である。
設計企業	： 火葬炉を除く本施設を設計を行う企業をいう。
建設企業	： 火葬炉を除く本施設を建設を行う企業をいう。
工事監理企業	： 工事監理を行う企業をいう。
火葬炉企業	： 火葬炉の設計・建設及び設置を行う企業をいう。
維持管理企業	： 火葬炉を除く本施設を維持管理を行う企業をいう。
火葬炉運転企業	： 火葬炉の保守管理及び運転を行う企業をいう。
運営企業	： 火葬炉運転を除き本施設を運営を行う企業をいう。
その他企業	： 必要に応じ本事業に関連する業務を行う企業をいう。
代表企業	： 入札参加者を代表する企業をいう。
落札者	： 入札参加者のうち、審査の結果に基づき市が落札者として認めた者をいう。
直接協定	： 事業者による本事業の実施が困難となった場合などに、市による事業契約の解除権行使を金融機関が一定期間留保することを求め、金融機関による選定事業に対する一定の介入を可能とするための必要事項を規定した市と金融機関との間で直接結ばれる協定。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

栃木市新斎場整備運営事業

(2) 対象施設となる公共施設

栃木市斎場（火葬場）

なお、本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

(3) 公共施設の管理者の名称

栃木市長 大川 秀子

(4) 事業の目的

栃木市斎場は、昭和 29 年に日ノ出町から平井町へ移転し、昭和 54 年に全面改築を行った。その後、約 34 年が経過しており、施設の老朽化が懸念されている。

また、市町村合併に伴う人口増加や超高齢社会の進行により、現在の火葬能力では今後増加が見込まれる火葬需要への対応が困難であるため、斎場の整備を速やかに行う必要がある。

こうした状況から本市は、平成 24 年 11 月に学識経験者や地域代表者等による「栃木市斎場再整備検討委員会」を組織し、平成 25 年 3 月に斎場再整備の基本的な考え方を定めた「栃木市斎場再整備基本構想」を策定した。

さらに、基本構想において決定した方針に基づき、斎場再整備事業を計画的に推進し、より具体的な内容を定めるため、平成 26 年 6 月に「栃木市斎場再整備基本計画」を策定した。

本事業は、上記基本計画の内容を踏まえて実施するものとし、新たな施設の設計、建設、維持管理、運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献について期待している。

(5) 運営等にかかる基本方針

本事業は、次の基本方針に基づいて本施設の整備を行うこととする。

【基本方針 1】 将来の多様なニーズに対応できる施設づくり

将来増加する利用件数や利用者である市民のニーズに的確に応えられる施設とする。

【基本方針 2】 遺族や会葬者へ配慮した人生の終焉の場に相応しい施設づくり

明るい雰囲気でありながらも、落ち着きと安らぎの感じられる施設をイメージする。

【基本方針３】 安心して利用でき、人にやさしい施設づくり

どの地域の方も安心して利用できる場所に建設すると共に、利用する方に配慮した施設づくりを行う。また、災害時等にも対応できる施設を建設する。

【基本方針４】 環境にやさしい施設づくり

排気等の環境基準に適合するだけでなく、様々な自然エネルギーの活用を検討する。

【基本方針５】 周辺環境に配慮した施設づくり

外観等に配慮すると共に、周辺住民等に迷惑を与えない施設を考える。

【基本方針６】 維持管理しやすく効率的な施設づくり

長期的な見地から、建設、運営にかかるコスト削減に取り組む。

(6) 事業の内容

本事業の内容は、次の通りとし、詳細は要求水準書に示す。

ア 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、本施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理・運営を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

イ 事業実施スケジュール (予定)

事業実施スケジュールは次のとおり。

時期	内容
令和 2 年10月	基本協定の締結
令和 2 年11月	仮契約の締結
令和 2 年12月	契約締結
令和 3 年 1 月～	本施設の設計・建設
令和 5 年 9 月	本施設の引渡し及び所有権移転
令和 5 年10月	本施設の供用開始
令和21年 3 月	事業期間終了 (維持管理・運営期間15年 6 ヶ月間)

※ P F I 事業期間後の運営については、別途本施設の大規模修繕の実施を含めて事業実施方法の検討を行う予定である。

ウ 事業者の業務範囲

(ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建設業務
- d 備品等整備業務
- e 環境保全対策業務

- f 所有権移転業務
- g 各種申請等業務
- h 稼働準備業務
- i その他施設整備上必要な業務

(イ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 火葬炉保守管理業務
- d 植栽・外構等維持管理業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務
- g 備品等管理業務
- h 警備業務
- i 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- j エネルギーマネジメント業務
- k 事業終了時の引継ぎ業務

※事業用地に隣接する植栽帯の管理を含む。

(ウ) 運営業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 告別業務
- d 炉前業務
- e 収骨業務
- f 火葬炉運転業務
- g 待合室関連業務
- h 式場関連業務
- i 売店等運営業務
- j 使用料徴収代行業務
- k 死産等の受付・火葬
- l その他運営上必要な業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおり想定している。

(ア) 市が支払うサービス購入料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払う。サービス購入料は、物価変動や金利変動があった場合には、事業契約に従って改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を減額又は停止することがある。支払い

方法、改定方法の詳細は入札説明書等に示す。

なお、本事業では、合併特例債の活用を想定している。

新たな斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は市の収入とする。

(イ) 物品販売等による収入

物品販売等による収入は事業者の収入とする。

オ 事業スキーム

別紙 1 参照

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、P F I 法のほか、次の法令等を遵守することとする。

ア 適用法令・条例等

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法
- ・ 消防法
- ・ 都市計画法
- ・ 景観法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 健康増進法
- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 貨物自動車運送事業法

- ・ 警備業法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 最低賃金法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 森林法
- ・ 文化財保護法
- ・ 環境基本法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 道路法
- ・ 駐車場法
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法施行条例
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- ・ 砂防法
- ・ 土砂災害防止法
- ・ 地すべり等防止法
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 栃木県屋外広告物条例
- ・ 栃木県景観条例
- ・ 栃木市景観条例
- ・ 栃木市火災予防条例
- ・ 栃木市水道事業給水条例
- ・ 栃木市下水道条例
- ・ 栃木市浄化槽指導要綱
- ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例
- ・ 栃木市都市計画法第 53 条の建築許可に関する要綱
- ・ 栃木県建築基準条例
- ・ 栃木県建築基準法施行細則
- ・ 栃木市建築基準法施行細則
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 栃木県環境基本条例

- ・ 栃木市環境基本条例
- ・ 栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・ 栃木県県産木材利用促進条例
- ・ 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱
- ・ 栃木県行政手続条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例
- ・ 栃木県情報公開条例

その他、本事業の業務に関する関係法令等

イ 設計基準、仕様書等

国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 高圧受電設備規定
- ・ 高調波抑制対策ガイドライン（高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ 火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究

- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
 - ・ 栃木県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
- その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

ウ その他計画等

- ・ 栃木市斎場再整備事業環境影響評価
- ・ 栃木市斎場再整備基本計画

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

P F I 事業として実施することにより市が自ら実施した場合に比べ効率的かつ効果的に実施されると判断される場合に、本事業を P F I 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。

(1) 選定方法

次により客観的評価を行い、特定事業の選定を行う。

ア 定量的評価（V F M 評価）の実施

本事業を市が自ら実施する場合と、P F I 事業で実施する場合の事業期間全体における市の財政負担の総額を算出・比較し、評価を行う。

イ 定性的評価の実施

本事業を P F I 事業で実施する場合における定性的評価を次のとおり行う。

- (ア) 事業者に移転するリスクの評価
- (イ) 公共サービス等の水準の評価

ウ 上記ア及びイの評価に基づく総合的評価の実施

定量的及び定性的評価を総合的に勘案し、評価を行う。

(2) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定を行った場合は、その判断の結果を市ホームページ等で公表する。

なお、評価の結果において、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設の建設と維持管理及び運営が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して総合評価一般競争入札方式で行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりである。

日程	内容
令和元年 10月30日（水）	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和元年10月30日（水） ～ 令和元年 11月15日（金）	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付 ※希望する場合は個別対話（対話形式）での実施も認める
令和元年 12月25日（水）	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答・公表
令和2年 2月中旬	特定事業の選定・公表
令和2年 2月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和2年 3月上旬	入札説明書等に関する説明会
令和2年 3月上旬	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
令和2年 3月下旬	入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答・公表
令和2年 4月上旬	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付
令和2年 5月上旬	参加資格審査結果の通知
令和2年 5月中旬	入札説明書等に関する質問（第2回）及び対面対話の受付
令和2年 5月下旬	対面対話の実施
令和2年 6月上旬	入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表
令和2年 7月上旬	入札書及び提案書類の受付
令和2年 9月	落札者の決定及び公表
令和2年 10月	基本協定の締結
令和2年 11月	仮契約の締結
令和2年 12月	契約締結

(2) 手続き等の内容

ア 実施方針、要求水準書（案）の公表

上記日程で、実施方針、要求水準書（案）を市ホームページで公表する。

イ 現地見学の実施

本事業の実施にあたり、現地見学を希望する場合は、下記(ウ)の連絡先に連絡の上、日時を調整すること。

(ア) 日時

期間：令和元年 10 月 31 日（木）から令和元年 11 月 15 日（金）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く

時間：9 時 30 分から 16 時まで

(イ) 場所

栃木市岩舟町三谷 1221 番地 1 他

(ウ) 連絡先

提出先 栃木市 生活環境部 斎場整備室

E-mail saiyouseibi@city.tochigi.lg.jp

電話 0282-21-2428

ウ 実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付

実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。なお、希望する場合は個別対話（対話形式）での実施も認めるが、別紙 2 も提出すること。

(ア) 受付期間

令和元年 10 月 30 日（水）から令和元年 11 月 15 日（金）15 時まで

※対話形式を希望の場合は、令和元年 11 月 6 日（水）12 時までに下記(イ)の連絡先までその旨連絡すること。実施場所・時間については市より別途連絡する。

(イ) 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、別紙 2 に記入の上、下記の提出先へ E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。なお、提出者は、市に電話にて受領確認を行うこと。

提出先 栃木市 生活環境部 斎場整備室

E-mail saiyouseibi@city.tochigi.lg.jp

電話 0282-21-2428

エ 実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答・公表

提出された実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答は、令和元年 12 月 25 日（水）までに、市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ <https://www.city.tochigi.lg.jp>

オ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業について P F I 法に則して実施することが適切であると認められる場合は、特定事業として選定し、令和 2 年 2

月に公表することを予定している。

カ 入札公告

特定事業の選定を踏まえ、令和2年2月に入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案））を公表することを予定している。

キ 入札説明書等に関する説明会（予定）

入札説明書に関する説明会を次の通り開催する予定である。

（ア）日時

令和2年3月5日（水）

（イ）場所

栃木市役所本庁舎

（ウ）その他

詳細については、入札公告時に市のホームページ等に掲載する。

ク 入札公告以降について

入札公告以降の手続きについては、入札説明書等にて提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

なお、下記の企業について複数を一企業が兼ねることを可能とする。

ただし、建設企業及び火葬炉企業は工事監理企業を兼ねることはできない。また、建設企業又は火葬炉企業と資本面若しくは人事面において関連がある企業は、工事監理企業になることができない。

（ア）設計企業

（イ）建設企業

（ウ）工事監理企業

（エ）火葬炉企業

（オ）維持管理企業

（カ）火葬炉運転企業

（キ）運営企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（その他企業）の参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。構成員及び協力企業以外の入札参加者への参画は認めない。なお、

上記（１）アに示す企業のうち、建設企業、火葬炉企業、運営企業について、各企業１社以上は構成員とすること。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書の提出後、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

ただし、代表企業でない構成員及び協力企業について、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業はこの限りではない。その場合の要件は、入札説明書等公表時に示す。

（２）入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が（ア）及び（イ）を満たすこと。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市測量・建設コンサルタント業務等入札参加有資格者のうち、参加資格確認日において、建設関係コンサルタント：建築一般に登録のある者であること。

エ 建設企業は、次の要件を満たしていること。全ての者が（ア）及び（イ）を満たし、（ウ）はいずれかの者が満たしていること。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ）平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市建設工事入札参加有資格者のうち、参加資格確認日において、建築一式に登録のある者であること。

（ウ）平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市建設工事入札参加有資格者名簿における、建築一式に登録の総合評価値（P）が 1,500 点以上であること。

オ 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が（ア）及び（イ）を満たすこと。

（ア）建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市測量・建設コンサルタント業務等入札参加有資格者のうち、参加資格確認日において、建設関係コンサルタント：建築一般に登録のある者であること。

カ 火葬炉企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての

者が(ア)を満たすこと。

(ア) 1 か所当たり 8 基以上の火葬炉を納入・設置した実績のある者であること。

キ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

ク 火葬炉運転企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

ケ 運営企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア P F I 法第 9 条の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

ウ 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 直近 1 年分の国税、地方税等を滞納している者。

ク 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）

(イ) 株式会社建設技術研究所（東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番地 1 号）

- (ウ) 日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号）
- ケ 「栃木市新斎場 P F I 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条例第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- サ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による栃木県内における営業の停止命令を受けていないこと。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。）

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

ただし、参加資格確認後、栃木市議会の議決までの間に、入札参加者が（2）の参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合又、（3）の入札参加者の制限のいずれかに該当することになった場合においては、当該入札参加者による入札は無効とするとともに、市は仮契約を締結しないこと又は、仮契約を解除し本契約を締結しないことができる。契約を締結しない取扱いをした場合については、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(5) S P C の設立

ア 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、S P C を市内において設立するものとする。

イ 入札参加者の構成員は S P C へ出資することとし、構成員以外の者が S P C へ出資することは認めない。

ウ 入札参加者の構成員のうち代表企業については、S P C に出資する全ての構成員の中で最大出資比率となるようにすること。

エ S P C に出資する全ての構成員は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的な考え

提案書の審査は、事業者の競争性、公平性及び透明性を確保し選定するために設置した「選定委員会」において行う。（事業者選定基準及び選定委員会の構成員は、入札説明書等において公表する予定である。）

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、入札参加者が参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案審査

落札者決定基準に示す選定基準に従い、選定委員会で提案書類を総合的に審査・評価する。なお、提案書類の審査にあたっては入札参加者に対してヒアリングを実施する。

ウ 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に提示する。

エ 審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき、落札者の決定を行い、審査結果を市ホームページ等で公表する。

オ 応募に係る提出書類の取扱

(ア) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の整備、維持管理、運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する各業務について、要求水準書に規定された要求水準及び落札者が提案した提案内容の達成を確認するため、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定めるものとする。

4 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合、市は、事業者に対する支払額を減額若しくは支払停止する。減額の考え方については、入札説明書等で提示する。

第4 公共施設等の立地及び規模に関する事項

1 敷地条件

項目	内容
建設予定地	栃木市岩舟町三谷 1220 番 1 他（別紙 4）
敷地面積	約 24,800 m ²
都市計画決定	あり
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化調整区域
用途地域	—
特定用途地区	—
防火・準防火地域	—
その他	土砂災害警戒区域、砂防指定地
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さの制限	道路斜線（勾配 1.5）、隣地斜線（20m＋1.25）
土地の所有者	栃木市

2 規模及び機能

項目		内容
構造		鉄筋コンクリート造
建築面積		2,600 m ² ～3,600 m ² 程度
延床面積		4,100 m ² ～4,600 m ² 程度
火葬炉数		人体炉 8 基
待合室		8 室
告別室		3 室
収骨室		3 室
駐 車 場	普通車	利用者用：75～90 台 障がい者用：5 台以上 職員・業者用：20 台以上
	マイクロバス	6 台以上

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、事業契約で定める事由毎に、市、事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除できるものとする。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難であると合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市が事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は市に対し、一定期間内に当該違反の是正を求めることができる。市が当該期間内に是正をしない場合には、事業者は事業契約の解除を市に求めることができ、市は事業者の求めが合理的な理由に基づくものである場合には、事業契約を解除する。
- (2) (1)の規定により市が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前書面によるその旨の通知をすることにより、市は事業契約の解除ができるものとし、事業者は事業契約の解除を市に求めることができ、市は事業契約を解除する。
- (2) (1)の規定により市が事業契約を解除した場合に生じた損害の賠償は、事業契約の定めるところとする。

4 事業の継続が困難になった場合における事業契約の終了

市が上記規定に基づき事業契約を解除した場合、事業契約は他の手続きを要せず、当該取消しの効力が生ずると同時に終了するものとする。

5 金融機関と市の協議（直接協定）

事業の継続性をできる限り確保する目的で事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、市は当該金融機関と直接協定を締結することができる。

6 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおり。

- (1) P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わないものとする。

第 8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を、令和元年 12 月及び令和 2 年 3 月市議会に提案する予定である。また、事業契約に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、令和 2 年 12 月市議会に提案する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、市ホームページで公表する。

市ホームページ <https://www.city.tochigi.lg.jp/>

4 本事業の担当部署

本事業の担当部署は、次のとおり。

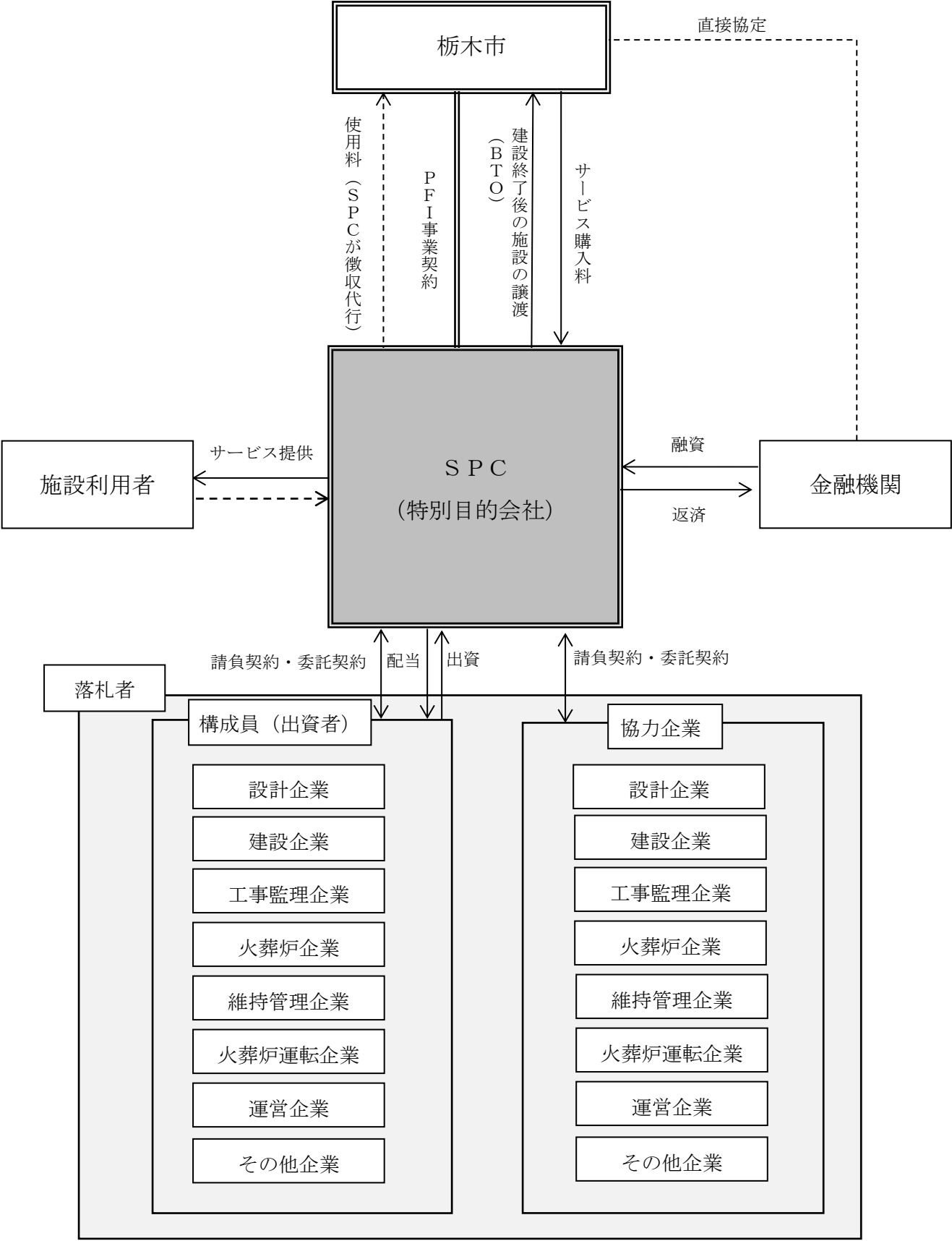
栃木市 生活環境部 斎場整備室

〒328-8686 栃木県栃木市万町 9 番 25 号

E-mail saijyouseibi@city.tochigi.lg.jp

電話 0282-21-2428

別紙 1 事業スキーム図



別紙２ 実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見書

令和 年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書

「栃木市新斎場再整備運営事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問・意見等がありますので提出します。

提出者	会 社 名	
	所 在 地	
	部 署 名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
提出意見・質問数		
個別対話（対話形式）		希望する ・ 希望しない

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見・提案等の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	第 1	1	(6)	事業方式	

別添のエクセルファイルにて記入し、提出すること

別紙３ リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。

○：主たる負担者 △：従たる負担者

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札関連書類リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更等	○	
	応募費用リスク	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約締結リスク	契約締結の中止（※１）	○	○
	議会・行政リスク	P F I 契約に関する手続きに瑕疵がある場合、市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	○	
	債務不履行リスク	市の債務不履行による中断・中止	○	
		事業者の債務不履行による中断・中止		○
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更（税制度を除く）	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
	税制度リスク	事業者の利益に課される税制度の新設・変更		○
		上記以外の税制度の新設・変更	○	
	許認可リスク	市の事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外による許認可の取得遅延		○
	公的支援制度リスク	市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	○	
		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		○
	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	市の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの（※２）	○	△
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	金利変動リスク	基準金利確定日以前の金利変動によるもの	○	
		基準金利確定日以降の金利変動によるもの		○
	物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動（※３）	○	△
		維持管理期間・運営中の物価変動（※３）	○	△
	要求水準リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む）		○
	インフラ供給リス	事業者の事由によるもの		○

	ク	市の事由によるもの（市が供給元の場合を含む）	○	
		供給元等の第三者的な事由によるもの	○	
	資金調達リスク	必要投資額の調達に関すること		○
設計・建設	測量・調査リスク	市が提示した測量・調査の不備	○	
		上記以外の測量・調査の不備		○
	土地の瑕疵リスク	発注者があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
		上記以外の地質障害、地中障害物等	○	
	設計遅延・設計費の増大リスク	市の事由により設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	設計変更リスク	市の事由による大幅な計画・設計変更等	○	
		上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費の増大リスク	発注者の事由による工事遅延、工事費の増大	○	
		上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○
	引渡前施設損傷リスク	市の事由による施設の損傷	○	
		事業者の事由による施設の損傷		○
		上記以外の第三者等の事由による施設の損傷	○	
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○
維持管理・運営	業務遅延リスク	市の事由による維持管理・運営開始の遅延	○	
		上記以外による維持管理・運営開始の遅延		○
	施設損傷リスク	市の事由による事故・火災等による施設損傷に関するもの	○	
		利用者及び不特定の第三者の故意又は重過失により、かつ、民間事業者の責に帰すべからざる事由によるもの	○	
		上記以外の事由による事故・火災等による公共施設の施設損傷に関するもの		○
	修繕・更新リスク	施設の機能劣化等に起因する修繕・更新		○
	什器・備品管理リスク	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	什器・備品更新リスク	市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の更新		○
	施設瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	業務内容変更リスク	市の事由による業務内容変更	○	
		上記以外の事由による業務内容変更によるもの		○

	運営に伴う近隣対策リスク	維持管理・運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理、不審者対応（※４）	△	○
	情報流出リスク	市の事由による個人情報の流出	○	
		上記以外の事由による個人情報の流出		○
	維持管理費・運営費の増大リスク	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設譲渡リスク	市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		○
事業終了	支払い遅延リスク	市の事由による事業者へのサービス対価の支払い遅延・滞納	○	
	移管手続きリスク	事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び事業者側の清算手続に要する費用の増大		○
		上記以外の事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び事業者側の清算手続に要する費用の増大	○	

- ※１ 不正行為を除き、理由の如何を問わず事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。
- ※２ 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。
- ※３ 許容範囲を設定し、範囲を超えた場合はサービス購入料を見直す。
- ※４ 事業者が善管注意義務を果たしている限りは、市の負担とする。

別紙4 本事業の位置図

本事業の位置図

